

補 足 説 明 書

徳島県警察本部警務部会計課

1 委託業務名

R 8 警営 徳島県警察学校体育館 徳・論田 内外装改修監理業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の 対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に警察本部会計課へ連絡をし、了解を得ること。

なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）の正午までに、書面により警察本部会計課に提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

なお、見積予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 徳島県警察本部警務部会計課営繕担当

住所 〒770-8510 徳島市万代町 2 丁目 5 - 1

電話 088-622-3101 ファクシミリ 088-622-9487 電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

6 注意事項

(1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

(2) 落札者が建築士事務所登録をしている者である場合

契約書に建築士法第22条の 3 の 3 に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の 3 の 3 に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の 7 の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、控えを落札者にて保管すること。なお、監督員への説明については、「IT を活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル（令和 3 年 9 月 1 日付け国土交通省住宅局建築指導課）」に即した形で行うことができる。

8 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

9 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。

実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。

10 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計金額に含まれている。

11 契約額の年度割合について

各年度の契約額については、令和8年度 約0%、令和9年度 約100%とする。